

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部改正（素案）に係る パブリックコメント手続の実施について

1 みらい育成修学資金条例改正の趣旨

みらい育成修学資金条例における看護師等修学資金貸付制度は、市内に不足する看護師等医療従事者の確保と、本市のみらいを担う者の育成を図ることを目的に、将来、市内において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金の貸付を行い、その貸付を受けた期間に相当する期間、市内医療機関等において看護師等の業務に従事することで、修学資金の返還免除を行い、不足する医療人材の確保に努めてまいりました。

近年、貸付期間と従事期間が同一の期間となっている免除要件により、免除期間終了後の離職者が多く見受けられ、また物価高騰や経済状況の変化に伴い、学生生活を送るための経済的負担が増加傾向にあることから、医療人材の早期離職防止と、医療を目指す人材の経済的負担軽減を図るため、看護師等修学資金貸付制度の返還免除要件（従事期間）の延長と貸付額を増額する改正を行うものです。

また、みらい育成修学資金条例は、その内部に育英資金貸付制度のほか看護師等修学資金貸付制度、保育士等修学資金貸付制度、介護福祉士等修学資金貸付制度を有しており、このうち看護師等修学資金貸付制度と介護福祉士等修学資金貸付制度は、貸付区分（修学資金の種類）が同じことや、物価高騰による経済状況の変化という共通の社会的背景を有しているため、介護福祉士等修学資金制度においても、看護師等修学資金貸付制度に併せた改正を行うものです。

2 改正の内容

看護師等修学資金貸付制度・介護福祉士等修学資金貸付制度における返還免除要件（従事期間）の延長と貸付額を増額。

（１）返還免除要件（従事期間）の延長

- ・免除期間終了後の早期離職を防止するため、就労初年度の１年間を育成期間と考え、生活費の貸付を受ける場合の免除要件に１年を加算。
- ・授業料相当資金と入学資金を利用する場合と、生活費相当資金も併用する場合の２つの区分を設け、学生が選択できる制度に見直します。

授業料相当資金＋入学資金を利用する場合

貸付期間と同一期間、従事することで返還免除。（現行どおり）

生活費相当資金も併せて利用する場合

貸付期間＋１年、従事することで返還免除。

修学資金の貸付者は、新規就労となり、就労した初年度は研修なども多く、その育成には一定の期間（概ね１年）を要すると考えるものです。

(2) 貸付額の増額

学生生活費の実態に合わせ、生活費相当資金の増額を行います。

生活費相当資金

・改正前：月額 55,000 円以内

↓

・改正後：月額 66,000 円以内（月額 11,000 円増）

3 条例改正時期及び施行期日

条例改正について令和 8 年 12 月議会に上程、議決後、令和 9 年 1 月 1 日から施行とします。

4 条例改正に向けた今後の主なスケジュール

時 期	内 容
9 月 1 日（火）～ 20 日（日）	パブリックコメント
10 月	企画調整会議
	庁議
12 月	市議会定例会への上程
議決後	改正（令和 9 年 1 月 1 日施行）

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、教育委員会事務局教育総務課へ持参するか郵送またはファックス、電子メールなどで提出していただきます。

（法人又は団体の場合は、名称・住所地及び代表者を明記。）

6 意見の提出期間・公表期間

9 月 1 日（火）～ 9 月 20 日（日）

7 素案の公表場所

教育委員会事務局教育総務課（本庁舎 2 階）健康づくり課（原町保健センター）長寿福祉課（東庁舎 1 階）市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・太田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）市民情報交流センター、市ホームページ

8 提出・問合せ先

教育委員会事務局教育総務課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電 話：0244-24-5282

ファクス：0244-23-7782

電子メール：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp